



建交労

2020年5月1日 No.15
全日本建設交運一般労働組合 中央本部

2020年春闘・月間推進ニュース

祝第91回メーデー万歳!

本日第91回目のメーデーを迎えました。日本では100年周年の記念すべき年となります。しかし、ご承知のように日本を含めて世界中が新型コロナウイルス感染症防止対策による活動の自粛が実施されており、中央・各地方メーデーの集会等は中止となりますが、ネットや動画サイトを通じて、組織・個人が要求メッセージボード等を活用したアピールを実施しています。営業



自粛の影響で労働者の解雇や賃下げ、企業倒産が続出しています。春闘のとりくみも団交開催が滞っているところが少なくありません。改めて労働組合運動の強化と存在意義が大きく問われています。8時間働いて、まともに暮らせる賃金の獲得と平和で全労働者のいのちと健康が守られる社会の実現に向けて奮闘しましょう。第91回メーデー万歳! 建交労に結集し、団結してがんばろう!

コロナから建設労働者の権利を守ろう 2020 建設アクション実行委員会

新型コロナウイルス感染症防止対策によって、ゼネコン各社は緊急事態宣言の期間中(5/6まで)の各施工を中断しています。1人親方・零細事業者は、その影響下で仕事が減少しています。首都4土建(東京、神奈川、埼玉、千葉)と国交労組、建交労では、建設労働者を守ろうと「2020 建設アクション」実行委員会を立ち上げ、28日には記者会見と共同声明を発表しました。29日、30日には緊急の電話相談会も実施し、ある1人親方の内装工の方から「各種イベントの自粛が2月から続いており、2か月間以上も収入がゼロだ」という相談もありました。4月30日に補正予算が成立し、中小・事業者への給付や融資などの各種制度が活用できるようになりました。決して諦めずに雇用と経営を守る為に各地で奮闘しましょう。



実行委員会による共同記者会見(4/28 都内)

決して諦めずに雇用と経営を守る為に各地で奮闘しましょう。

東京都へコロナ感染対策緊急要請行動を実施 建交労東京都本部

政府より緊急事態宣言が出され、人との接触を8割減らすことなどが叫ばれる一方で、建交労が組織する業種が多く関係する「インフラ」については維持、との政府方針のもと、私たちの仲間は、テレワーク自体難しい業種・職種も多く、感染リスクを負いながら業務を行っています。東京都本部では、各業種、支部・分会の状況を集約し、組合員のいのちと健康、生活を守る観点から、早急にしかるべき機関に職場の要求と実態を伝える必要性を確認し、4月28日（火）東京都に対し、東京都本部は新型コロナウイルスに関する緊急要請（要請書別紙）を行いました。

3密を避ける関係から、東京都は産業労働局雇用就業部連絡調整担当課長含め2名が対応、都本部からは石塚副委員長、遠藤が要請を行いました。

インフラ・ライフライン・公共交通機関で働く職場でマスクが必需品となっているが、使い捨てマスクを洗濯し再利用している実態や、自治体などから受注している公園清掃の仕事などが、休業補償が明確にされないまま、突然ストップするよう指示をされ、労働者が不安を感じているなど、各業種の切実な要求を伝えました。

都から各要求項目についての回答を得ることはできませんでしたが、担当の部署に必ず伝えるとのことでした。限られた時間での要請でしたが、真摯に耳を傾けて頂いた印象を持ちました。【東京都本部書記長 遠藤 晃】

新型コロナウイルス感染症に関する緊急申し入れ 建交労東日本鉄道本部

新型コロナ感染が各地蔓延する中、JR各駅で清掃等に従事する東日本環境アクセス分会の仲間たちの健康被害防止と雇用を守るために東日本鉄道本部は4月23日付で下記の要求について申し入れを実施しました。

1. 社員に発熱・だるさなどの症状がある場合の対応について明らかにすること。
2. 社員に感染者が発生した場合の事業継続及び対策を明らかにすること。
3. 感染予防対策の消毒液やマスク・ゴム手袋は健康維持に必要なことであるので、会社が責任をもって消毒液を配備し、一勤務1枚のマスクを用意すること、またゴム手袋は必要に応じて準備すること。
4. 自宅待機の指示等、勤務を休ませる場合は有給の特別休暇として新設し対応すること。
5. 業務量の減少に伴う契約社員・パート社員の解雇等を行わないこと。
6. 雇用契約を守り賃金を保障すること。

*自粛にともない、団交開催はされず文書回答のみですが、「5」の要求については会社都合の待機等に対する、賃金補償を実施するとの文書回答がありました。

2020年4月28日

東京都知事
小池百合子 殿

全日本建設交運一般労働組合東京都本部
執行委員長 松田 隆浩

新型コロナウイルスに関する緊急要請書

貴職の日々のご精励に敬意を表します。

政府より緊急事態宣言が出され「インフラは維持する」との方針のもと、トラック、清掃、鉄道、バスで働く労働者は、マスクや消毒液が不足する中、感染リスクと健康不安をかかえながら勤務しています。その一方で工場や店舗などの操業停止・自粛に伴い出荷がストップし、休業に追い込まれる労働者も発生しています。

また、ライフラインの一翼である学童保育の職場では政府より「感染の予防に留意したうえで原則として開所」との事務連絡を受け、人と人との接触を回避しようのない業務を行っています。建設や、生コン業界で働く労働者も業務は継続して行われており、公園清掃で働く高齢者の仲間は、週末の外出自粛要請中も平常通り勤務しています。

政府方針によって現場で働き、テレワークがそもそも難しい業種・職種の労働者について、都内の職場で発生している新型コロナウイルスに関し、緊急要請します。

記

1. トラックターミナル、物流センター、クリーンセンター、バス、学童保育所などで働く労働者や利用者が、感染し、操業停止となった場合、社会における影響も甚大です。トラックの職場では、出荷先の倉庫でマスクをしていない運転手は構内立ち入り禁止措置がされる所が増加し、バスも会社によって感染対策は千差万別です。
インフラ、ライフライン、公共交通機関に関わる職場で働く全ての労働者に、PCR検査の実施とマスクや消毒液など感染予防用品の支給、あるいは購入費用の補助を早急に行ってください。
2. ゴミ収集について家庭、事業、産業廃棄物を問わず、ゴミを出す利用者、収集する運転手、作業員の感染防止のため、ゴミの出し方についての注意喚起を環境省と連携し都民への周知を強めてください。
また、運転手、作業員にマスク、防護服の支給を都より区市町村に働きかけてください。
3. 東京都、都の外郭団体、自治体より業務委託や指定管理を受け働く職場において、突然仕事をストップするよう指示されるケースが増えています。労働者への休業期間中の賃金を全額補償することを都より徹底して下さい。
4. 民間の職場において、取引先が自粛、業務縮小、操業停止となった影響で、労働者が休業せざるを得ないケースが多発しています。現状の雇用調整助成金の制度では労働者への休業手当の補償は不十分であり労働者の収入によっては事業者の負

担も発生します。事業者の負担無く労働者の収入が前年月と同額程度補償されるよう、事業継続、労働者の解雇防止の観点から、不足分を都が補償し、都として国の補償拡大を働きかけて下さい。

5. 設計事務所、建設コンサルタント、ゼネコン、建築確認検査機関などに所属する設計士・技術士などの技術者が、会社の経営悪化による減収、並びに離職等が発生すると建物の計画・設計・監理・検査が滞り、インフラの整備をはじめ企業や法人の事業計画、国民生活に大きな被害が発生します。設計士・技術士など技術者の待遇や労働環境について、テレワークへの環境整備費用や賃金補償に対する国の助成金の増額を要請して下さい。また、不足分については都が補填して下さい。
6. 東京都発注の様々な委託業務について、発注並びに支払いに延期が生じた案件については労働者の技術者単価を基準にそれぞれの契約内容に応じて遅延した分を補填して下さい。
7. 東京都内で稼働中の建設現場において、現場事務所や作業員の休憩所、また、屋内作業における3密状況、現場監督や作業員のマスク着用状況など、感染対策について調査し、適切な対応をしていない現場については、マスクを支給するなどの手当や指導をして下さい。
8. 建設資材納入の遅れや感染拡大の懸念から建設現場を止めざるを得ない際は、発注者に対し、工事費の出来高払いを推奨するよう発注者団体や国に要請して下さい。また、工期の延長に伴い発生する追加経費については、発注者や元請ゼネコンだけの負担とならないよう、補償制度を策定するよう国に要請して下さい。
9. 学童保育に関する以下について、国に要請して下さい。
新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策に係る子育て支援交付金の継続。感染防止により仕事を休んだ保護者により児童の数が減った場合の年度当初の登録児童数に基づく補助基準額の算定。感染の影響で休所になった際の補助金について、基準額やその他処遇改善事業、キャリアアップ改善事業など、加算科目も含め確保し運営の安定を図ること。区市町村地域子ども・子育て支援事業計画に位置付けられていない等の理由で、放課後児童健全育成事業の補助が出ていない学童クラブも対象にすること。
また、都は該当する全ての学童保育所に財政措置が行き渡るよう早期に予算執行し、区市町村にも徹底して下さい。

以 上